

国民投票法改正案：国民投票法改正案 与野党、玉虫色の決着 憲法審、相違露呈

毎日新聞 2021.05.07 東京朝刊 5頁 内政面 (全2,158字)

憲法改正の手続きを定める国民投票法改正案は、国会提出から3年、9国会目にして成立する見通しとなった。6日の自民、立憲民主両党の幹事長会談では、立憲の求める修正を自民が「丸のみ」する代わりに立憲側も賛成を確約。だが、CM規制などの修正は与野党がそれぞれ都合良く解釈できる玉虫色の内容で、この日の衆院憲法審査会で早々と食い違いも露呈した。

「国民投票法と憲法本体の議論は密接不可分だ」。自民の新藤義孝・与党筆頭幹事は6日、記者団にこう強調。手続き整備と並行して改憲内容も本格的に議論すべきだと訴えた。

2018年6月に提出された国民投票法改正案は本来、安倍晋三首相（当時）の下での改憲に反対する野党を憲法審のテーブルに誘い出す「呼び水」を狙ったものだった。ところが度重なる自民幹部の失言もあって審議が停滞。手続き整備を先行させる建前が、かえって自民にとっては「改憲の重荷」になっていた。

一方、改憲に強気な安倍氏から菅義偉首相へと政権トップが交代し、立憲内にも「このまま抵抗ばかりできない」との空気が醸成された。今年4月の衆参3選挙で共闘する共産党への配慮もあり大型連休前の採決には反対。ただ、国民民主党は憲法論議の進展を求めており、立憲幹部も「5月に入れれば、採決しない理由もない」と漏らしていた。

立憲が「採決拒否」批判をかわしつつ、野党分断につながりかねない改憲本体の議論を棚上げしようと考えたのが今回の修正案だ。4月28日、立憲の山花郁夫・野党筆頭幹事は新藤氏と会談し、資金力が国民投票の行方を左右しないためのCM規制などについて「3年を目途に必要な法制上の措置、その他の措置を講ずる」との付則を盛り込むよう求めた。自民は修正案がさらに改憲論議を「空転」させる可能性を警戒し、大型連休中も両党のすりあわせが続いた。

5月6日の衆院憲法審の直前に会談した自民の二階俊博、立憲の福山哲郎両幹事長は付則の意味について互いに言及せず、福山氏は記者団に「憲法の議論を否定しているわけではない」と語るにとどめた。しかし憲法審では、立憲の今井雅人氏が「（CM規制など）次の問題を解決するまで国民投票の実施はあってはならない」と表明。同党の奥野総一郎氏も早急に改憲内容の議論に入るべきではないとの立場を示した。

一方、自民の中谷元氏は「（付則の措置について）3年で結論を出さなければならないということではない。憲法本体の議論や発議を妨げない」と反論した。公明党の北側一雄氏は、付則が「その他」の措置も含む点を挙げ、「CMの自主規制など、法制上の措置を取らずにやる場合もある」と主張。改正案は与野党の思惑が食い違ったまま可決された。【遠藤修平、田中裕之】

◇改憲議論、なお不透明

国民投票法改正案が今国会成立の見通しとなったことを受け、自民は「憲法9条への自衛隊明記」を含む改憲4項目の条文イメージについて議論を加速させたい考えだ。だが立憲は衆院議員任期が残り半年を切ったことなどから難色を示し、今国会での先行きは依然として不透明だ。

衆院憲法審査会の新藤義孝・与党筆頭幹事（自民）は6日の幹事会で、13日の自由討議実施を提案。改正案が11日に衆院を通過して参院審議に移るため、6月16日までの今国会会期を利用し、CM規制や憲法本体の議論を進めようという意図だ。新藤氏はこの日の憲法審でも、緊急事態条項や自衛隊明記などの自民案を取り上げ、「改正案の採決は一つの通過点だ。憲法論議を肅々と、活発に進めていくことを改めて確認したい」と呼びかけた。

だが山花郁夫・野党筆頭幹事（立憲）は幹事会で次回の日程調整に応じなかった。自民の下村博文政調会長が5月3日に「ピンチをチャンスとして捉えるべきだ」とコロナ下の改憲を主張したことについて、立憲の奥野総一郎氏は「だから信用できないんだ」と警戒感をあらわにした。

国民投票法改正案が成立しても、改憲発議には衆参両院で3分の2以上の賛成が必要だが、半年以内に行われる衆院選で改憲勢力が3分の2を維持できる保証はない。立憲の安住淳国対委員長は「任期が半年を切った衆院議員が、先々のことを語るのはおこがましい。総選挙を経て新議員がやればいい」と冷ややかに語った。【野間口陽、古川宗】

◇国民投票法改正案の主な内容

- ・投票人名簿の縦覧制度を廃止。閲覧制度を創設
- ・在外投票人名簿の登録期間を柔軟化
- ・駅や商業施設などに共通投票所を設置
- ・期日前投票の事由追加と投票時間弾力化
- ・洋上投票の対象拡大
- ・繰り延べ投票の告示期限を「5日前」から「2日前」に
- ・投票所に入場可能な子供の範囲を18歳未満に拡大

◇付則 ポイント

国は（改正法の）施行後3年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置、その他の措置を講ずる。

（1）投票人の投票環境の整備

- ・天災時の迅速かつ安全な開票環境の整備
 - ・投票立会人の選任の要件緩和
- （2）国民投票の公正・公平性の確保
- ・CMやインターネットなどの有料広告制限
 - ・国民投票運動の資金規制
 - ・インターネットの適正利用確保

毎日新聞

本サービスの収録内容に関する著作権その他の権利は、毎日新聞社または各権利者に帰属します。
無断転載など権利侵害となるご利用はお断りします。(C)THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.